

■ 令和2年度 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(居住支援法人活動支援事業) Q&A

〇5/1 No.1~4更新

NO	該当ページ	該当箇所	質問	回答
1	【共通】 P3	2. 3補助金額の考え方 ① 基本項目	今回初めての応募ですが、法人指定後1年以上経過している場合、スタートアップ支援は加算されますか	加算されません。2019年4月1日以降に法人指定を受けて1年未満の法人のみ対象となります。
2	【80%以上】 P8	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	法人全体で10名未満ですが、就業規則の労働基準監督署への届出受理印は必要ですか。	労働基準法上は、社員10人未満の法人は労働基準監督署への就業規則の作成・届出義務は有りませんが、本補助事業上は、適切な労務管理を実施しているかが審査基準の必要項目となっておりますので、10名未満の法人でも作成・届出をお願いしています。
3	【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	新設法人のため、確定した決算書類の提出ができないのですが、どうすればよいでしょうか。	新設法人等で確定した決算書類の提出ができない場合には、月次の損益計算書等の提出をお願いします。
4	【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9	4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	3月決算のため、確定した決算書類の提出が応募期間に間に合わないのですが、どうすればよいでしょうか。	「確定後の直前期分」が必要ですので、応募期間中に提出できる直近の書類をお願いします。
〇5/21 No.5追加				
5	【新規】 P13	7. 応募方法 1. 応募期間	居住支援法人の指定を都道府県に申請しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で都道府県の処理が遅れている。どうすればよいのか？	居住支援法人の指定の申請については、5/29までに各都道府県に手続きをお願いします。 都道府県の対応の遅れにより、法人指定が5/29までに間に合わない場合は、いつ頃法人指定を受けられるかを各都道府県に確認の上、推進事業室までメールにて必ずご連絡ください。 なお、その場合の法人指定は6月中に受けられるようにお願いします。

〇5/28 No.6~9追加

6	【共通】 P4	2. 3補助金額の考え方 ③ 特定加算項目	バイリンガル支援員は、資格が必要ですか？	外国籍の要配慮者に対して入居を支援するために、一定の資格が必要です。対応言語に必要な資格名称、適応等級については、交付申請要領に記載します。 (実務経験のみや必要な条件に満たない場合、支援員として計上されても、補助対象にはなりません。) また、雇用契約書、出勤簿、業務日誌・アセスメントシートなど従事者の業務内容が確認できる資料を提出いただきます。 なお、スポット契約による業務、有償ボランティア契約による業務、別組織所属職員による業務、派遣職員による業務は補助対象外になりますので、ご注意ください。
7	【共通】 P4~5	2. 6 対象経費 1. 人件費・賃金	代表者のみの法人で、従業員がいない場合でも、人件費は認められますか。	補助対象となるのは、居住支援の遂行に係る従業員の給与やパート・アルバイトの賃金等です。従業員を雇用せず、役員・理事等で居住支援を実施する場合、補助金の申請額から人件費を除いた額が当初交付決定額となります。たとえば役員のみで入居前支援を行う場合、基本項目の申請額の2分の1が補助額となります。
8	【共通】 P4~6	2. 6 対象経費	セミナー・勉強会等の開催で、web会議システムを利用する場合のwebカメラの機材等の購入費用やリース費用は補助対象となりますか？	本年度事業において、webカメラの機材等の購入費用やリース費用は、「補助対象外」となります。 本年度事業の「セミナー・勉強会等の開催」で対象となる経費は、旅費・需用費(印刷製本費)報償費、役務費(広告宣伝費)に限られます。 ICT関連の支援措置については、他の助成金活用をご検討ください。
9	別紙	「申請いただく際の注意点及び必要書類のご案内」	相談対応シート(アセスメントシート)、業務日誌はどのように書けばよいですか？	基本的には、各事業者様が使用されている書式で結構です。 また、推進事業室でも、ひな形の書式を準備しております。必要な場合は、ご相談ください。

〇6/29 No.10~13追加、No.6~7補足

6	交付申請要領 P9~10	2. 補助金交付申請額の算出 (2) 補助金の額の内訳	バイリンガル支援員について、資格が必要ですか？	外国籍の要配慮者に対して入居を支援するために、一定の資格が必要です。対応言語に必要な資格名称、適応等級については、交付申請要領p.9をご参照ください。 (実務経験のみや必要な条件に満たない場合、支援員として計上されても、補助対象にはなりません。) また、雇用契約書、出勤簿、業務日誌・アセスメントシートなど従事者の業務内容が確認できる資料を提出いただきます。 なお、スポット契約による業務、有償ボランティア契約による業務、別組織所属職員による業務、派遣職員による業務は補助対象外になりますので、ご注意ください。(交付申請要領:p.10参照)
7	交付申請要領 P5~6	2. 補助金交付申請額の算出 (2) 補助金の額の内訳 ①	代表者のみの法人で、従業員がいない場合でも、人件費は認められますか。	補助対象となるのは、居住支援の遂行に係る従業員の給与やパート・アルバイトの賃金等です。従業員を雇用せず、役員・理事等で居住支援を実施する場合、補助金の申請額から人件費を除いた額が当初交付決定額となります。たとえば役員のみで入居前支援を行う場合、基本項目の申請額の2分の1が補助額となります。 ※6/29 補足 「代表者のみの法人で、従業員がいない場合」とは、代表者と役員のみで構成で、雇用者がいない場合を想定した回答になります。
10	交付申請要領 P5	2. 補助金交付申請額の算出	入居前の支援を行う専任者として、法人の代表者は該当しますか。	法人の代表者は、基本項目にある「入居前の支援を行う専任者」には該当しません。法人の代表者に該当する者は、本来、他業務全般を含めた法人全体の管理をする立場であり、雇用される立場にないためです。従って、法人の代表者は、専任者に該当しない扱いとなり、【指定様式1 専任者の体制説明書】に記載する入居前支援に従事する者としてカウントしません。 代表者一人の法人(いわゆる一人会社)の場合、入居前支援に従事する者としてカウントする者がいないため、雇用される方が役員等で体制を整えてください。
11	交付申請要領 P5	2. 補助金交付申請額の算出	入居前の支援を行う専任者が複数おり、そのうち法人の代表者を含めての体制でも、代表者を専任者として位置づけられないのでしょうか。	ご質問の体制であっても、代表者は入居前の支援を行う専任者としてカウントされません。 居住支援を実施するものとして、実質的に法人の代表が一手に引き受けているとしても、本補助金は代表個人の資質を補助するものではありません。 居住支援法人が「国民の生活の安定の向上と社会福祉の増進に寄与するための活動を援助する性質のものであり、あくまでも居住支援法人という「事業体」を補助するものであることをご理解ください。
12	交付申請要領 P6	2. 補助金交付申請額の算出 (2) 補助金の額の内訳 ①	従事者が出向者である場合に、補助の対象とするために必要となる労働条件の明示とは何でしょうか。	出向先の法人が、出向元とは異なる法人であり、出向者の人件費の支払いを負担しており、労働条件が明示されているといった場合には、補助対象として認められる場合があります。 応募書類提出時上記を示す資料等として、下記のような資料の内容確認をいたします。 ・出向先が人件費の支払いを負担していることを確認できる賃金台帳等の書類 ・出向による業務の実施が可能であること、その際の労働条件を確認できる出向契約書、就業規則等の書類
13	交付申請要領 P9~10	2. 補助金交付申請額の算出 (2) 補助金の額の内訳 ③	バイリンガル支援員について、TOEIC、TOEFLの資格を持ち、英語力がある人を採用予定ですが、補助対象になりますか？	補助対象となる支援員は、必要な資格例として交付申請要領に記載の資格・等級を有する者に限ります。 (例: 英語は「TOEIC L&R」+「TOEIC S&W」またはTOEFL iBT、英検のみ。交付申請要領:p.9参照)